

(別紙)

阪南市海洋教育 PR 用パンフレット等作成業務委託仕様書

1. 業務名

阪南市海洋教育 PR 用パンフレット等作成業務委託

2. 業務目的

本市の海洋教育の周知のため、市内外に向けて本市の海洋教育の魅力を発信すべく、イベント会場や海洋教育交流会等で配布することを目的に、はんなん海洋リテラシーを中心に構成した手にとってもらいやすく視覚に訴えかけるような PR 用パンフレット等を作成する。

3. 業務内容

(1) パンフレット及び阪南市海洋教育紹介カードの作成概要

パンフレットに係る企画、編集、デザイン、取材、写真撮影、原稿作成、校正、印刷（電子データの納品含む。）等の作成に係る一切の業務。また、阪南市海洋教育紹介カードは、本市の PR イベント等で利用することを想定した、本市ウェブサイトの QR コードを掲載した名刺サイズのカードの作成に係る一切の業務とする。

なお、以下の企画コンセプトに沿って作成することとし、原稿やデザイン等の内容は受注者と発注者で十分に調整を行った上で決定することとする。

(2) 企画コンセプト

- ①一目で本市の海洋教育がイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、手に取った方が阪南市の海洋教育に興味を持てるものとする。
- ②パンフレット等は阪南市海洋教育の周知と理解を目的とし、メインターゲットを小学生以上の学生及び保護者、市内外の地域住民と、他地域の教育関係者とする。
- ③阪南市海洋教育紹介カードは、本市ウェブサイトの QR コードを掲載することで、手軽に阪南市海洋教育の情報を取得することができるなど、サイト等への誘導を促すことができるもの。

(3) パンフレット及び阪南市海洋教育紹介カード作成業務

- ①阪南市海洋教育の内容を掲載するとともに、地図を掲載すること（阪南市紹介カードを除く）。
- ②カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ③受注者には、電子媒体（CD-ROM 等）にて過去に本市で作成した海洋教育副読本や各小学校から提供された写真データ等を協議の上、発注者から提供する。
- ④発注者と打合せの上、掲載内容等を決定し、印刷指示をするまで校正作業を実施す

ること（修正・校正ともに回数の制限なし）。

【パンフレット】

ア 仕様

- a. 作成部数：50,000 部
- b. 規格：中綴じ（冊子形式）、サイズは A4 を基本とするが自由提案とする。
※手軽に手に取り持ち運びしやすいものとする。
- c. 色数：フルカラー
- d. 言語：日本語
- e. ページ数：4～12 ページ（表紙・裏表紙含む。）を基本とするが自由提案とする。
- f. 紙質：自由提案とする。

イ 電子データの作成及び納品

受注者は、次のデータを作成し、メディア記録媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM 等）で納品すること。

- a. 低解像度 PDF ファイル（ホームページ掲載用）
ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。
 - ・見開きページ、単一ページ
- b. 高解像度 PDF ファイル
画像解像度 350dpi 以上のできるだけ高解像度であること。
 - ・見開きページ、単一ページ
- c. レイアウトデータ
Adobe Illustrator（バージョン CC 以降）で作成した、再編集可能なレイアウトデータ
- d. 中間生成物データ
画像（写真を含む。）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む。）

【海洋教育紹介カード】

ア 仕様

- a. 作成部数：20,000 部
- b. 規格：大きさは名刺サイズ（縦 5.5 cm×横 9 cm）を基本とするが、形状及び型抜き印刷等自由提案とする。
- c. 色数：両面フルカラー
- d. 紙質：自由提案とする。

イ 電子データの作成及び納品

受注者は、次のデータを作成し、メディア記録媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM 等）で納品すること。

a. PDF ファイル

b. レイアウトデータ

Adobe Illustrator（バージョン CC 以降）で作成した、再編集可能なレイアウトデータ

c. 中間生成物データ

画像（写真を含む。）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む。）

4. 業務全般の管理

打合せは対面を原則とし、契約期間中は、協議会との連絡調整を緊密に行うため、専属のデザイン担当者等をおくこと。

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。

5. その他追加提案

提案者は、独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

6. 成果品の納入

(1) 納入期日 令和 8 年 3 月 19 日（木）

(2) 納入場所 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部学校教育課
海洋教育推進協議会事務局
大阪府阪南市尾崎町 35-1

(3) 納入するもの

①パンフレット 50,000 部※

②海洋教育紹介カード 20,000 部※

③メディア記録媒体（CD-ROM または DVD-ROM 等）一式

※一定数ごとに包装・箱詰し、納入すること。なお、その数は受注者と発注者の協議により決定するものとする。

7. 検査完了

受注者は、業務が完了（成果品の納入）したときにその旨を発注者に通知し、業務の完了を確認するための検査を受けなければならない。検査合格後、受注者は発注者に契約金額の支払を請求することができる。

8. 業務の実施にあたっての留意事項

(1) パンフレット及び海洋教育紹介カードのデザイン及び掲載内容については、発注者と協議により決定するため、企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合は

ある。

- (2) 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 本業務に係る資料の収集、写真撮影、消耗品代等その他必要な経費の一切は、受注者において負担する。(取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。ただし、取材先から無償提供の申出がある場合はその限りではない。)
- (4) 校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うものとし、本仕様書の内容が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。また、この際に必要な経費の一切は、受注者において負担すること。
- (5) 完成したパンフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、他者の所有権、著作権、肖像権等を侵すものでないこと。また、納品後に所有権、著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は受注者の責任において対応するものとし、協議会はその責任を負わない。
- (6) 完成したパンフレット、および原版データ及び中間生成物についての所有権並びに著作権法上の著作者人格権を除く一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者が自由に二次使用(加工、複写、再編集、印刷物の製作、増刷、ホームページの掲載等)し、公表できるものとする。
- (7) 受注者および受注者から依頼を受けて中間生成物を製作した者は、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作人格権を無期限に行使しないものとする。
- (8) 前号に掲げる著作権の帰属設定および著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す契約料に含まれるものとする。
- (9) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。また、本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (10) 受注者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務に用いた資料及び成果品等について、発注者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (11) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。
- (12) 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、発注者と協議の上決定する。